

令和6年4月

## 別添9.海外ガイドライン等の参照先

本表は、AI事業者ガイドライン案（第1.0版）（以下 本ガイドライン）において参照している主要な海外のガイドライン等の参照先をまとめた表です。本ガイドラインの記載内容にて参照している海外ガイドライン等の該当箇所を確認等にご活用ください。

なお、対象の海外ガイドライン等は本ガイドライン公開時点のものであり、それぞれ更新・改版されて対応関係が変わる可能性がある旨、ご理解願います。

「AI事業者ガイドライン本編」列および「AI事業者ガイドライン別添」列記載のパートの各行に、該当パートの参照先となる比較対象ガイドライン等の該当パートを記載しております。

例) 本ガイドライン「本編第3部 AI開発者に関する事項（データ前処理・学習時）」(表11行目)にて参照した記載は③米国 NIST AI RMF 1.0(表7列目)の「3.1 Valid and Reliable」、 「3.7 Fair – with Harmful Bias Managed」

対象文献一覧		
番号	参考文献名	略称
①	Advancing accountability in AI (2023年2月, OECD)	OECD AIにおけるアカウンタビリティの高度化
②	Hiroshima AI Process Comprehensive Policy Framework (2023年12月,G7)	G7 広島AIプロセス
③	Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0) (2023年1月, NIST)	米国 NIST AI RMF 1.0
④	CYBERSECURITY FRAMEWORK (2018年4月, NIST)	米国 NIST CSF
⑤	Blueprint for an AI Bill of Rights (2022年10月, THE WHITE HOUSE)	米国 AI権利章典
⑥	Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence (2023年10月, The White House)	米国 大統領令
⑦	Guidelines for secure AI system development (2023年11月, NCSC)	英国 NCSC セキュアAIシステム開発ガイドライン
⑧	ETHICS GUIDELINES FOR TRUSTWORTHY AI (2019年4月, EU)	EU 信頼性を備えたAIのための倫理ガイドライン
⑨	Guidelines for privacy impact assessment (ISO)	ISO PIAガイドライン
⑩	Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence (2021年11月, UNESCO)	UNESCO AI倫理勧告

AI事業者ガイドライン本編		AI事業者ガイドライン別添		①OECD AIにおけるアカウンタビリティの高度化	②G7 広島AIプロセス	③米国 NIST AI RMF 1.0	④米国 NIST CSF	⑤米国 AI権利章典
はじめに	-	別添.はじめに	-	概要版「参考）AIに関する主な諸原則等」にて Recommendation of the Council on Artificial Intelligence (2019年5月、OECD閣僚理事会)を引用		概要版「参考）AIに関する主な諸原則等」にて引用		概要版「参考）AIに関する主な諸原則等」にて引用
第1部 AIとは	-	別添1.第1部関連	A.AIに関する前提 B.AIによる便益/リスク	AI terms & concepts (OECD AI Principles overview)	高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針（2023年10月、広島AIプロセスに関するG7首脳声明）			
第2部 AIにより目指すべき社会及び各主体が取り組む事項	A.基本理念	-	-					
	B.原則	-	-					
	C.共通の指針	-	-			・ 3.4 Accountable and Transparent ・ 5.3 Measure		
E.ガバナンスの構築	D. 高度なAIシステムに関係する事業者に通じる指針	-	-		広島AIプロセス包括的政策枠組み II. 全てのAI関係者向け及び高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針(2023年12月、広島AIプロセスG7デジタル・技術閣僚声明)			
	別添2.「第2部E.AIガバナンスの構築」 関連	A.経営層によるAIガバナンスの構築及びモニタリング B.AIガバナンスの構築に関する実際の取組事例				・ 5.3 Measure ・ 3.5 Explainable and Interpretable(以下を引用) Four Principles of Explainable Artificial Intelligence (Draft)(2020年8月, NIST) ・ 2. Four Principles of Explainable AI		
第3部 AI開発者に関する事項	データ前処理・学習時	別添3.AI開発者向け	A. 本編「第3部 AI開発者に関する事項」の解説			・ 3.1 Valid and Reliable ・ 3.7 Fair – with Harmful Bias Managed		
	AI開発時				3.2 Safe	・ 2.4 Coordination of Framework Implementation ・ 3.2 Establishing or Improving a Cybersecurity Program ・ 4.0 Self-Assessing Cybersecurity Risk with the Framework ・ Appendix A: Framework Core		
	AI開発後							
	-			B. 本編「第2部」の「共通の指針」の解説		・ 5.3 Measure		
「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」における追加的な記載事項		C. 高度なAIシステムの開発にあたって遵守すべき事項		高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範（2023年10月、広島AIプロセスに関するG7首脳声明）				
第4部 AI提供者に関する事項	AIシステム実装時	別添4.AI提供者向け	A. 本編「第4部 AI提供者に関する事項」の解説	・ 5.1 Monitor, document, communicate and consult				
	AIシステム・サービス提供後			・ Box 1.2. Trustworthy AI per the OECD AI Principles ・ 3.3 Transparency and explainability		・ 3.4 Accountable and Transparent	・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Reporting ・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Generally accessible plain language documentation.	
	-			B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説	・ 3.3 Transparency and explainability	・ 3.4 Accountable and Transparent ・ 5.3 Measure		
第5部 AI利用者に関する事項	AIシステム・サービス利用時	別添5.AI利用者向け	A.本編「第5部 AI利用者に関する事項」の解説	・ Box 1.2. Trustworthy AI per the OECD AI Principles ・ 3.3 Transparency and explainability		・ 3.4 Accountable and Transparent		・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Reporting ・ WHAT SHOULD BE EXPECTED OF AUTOMATED SYSTEMS, Generally accessible plain language documentation.
	-			B.本編「第2部」の「共通の指針」の解説				
-	-	別添6.「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照する際の主な留意事項について	-					

AI事業者ガイドライン本編		AI事業者ガイドライン別添		⑥米国 大統領令	⑦英国 NCSC セキュアAIシステム開発ガイドラ イン	⑧EU 信頼性を備えたAIのための倫理ガイドラ イン	⑨ISO PIAガイドライン	⑩UNESCO AI倫理勧告
はじめに	-	別添.はじめに	-			概要版「参考）AIに関する主な諸原則等」にて Proposal for a Regulation laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act)(2021年4月、EU)と合わせて引用		概要版「参考）AIに関する主な諸原則等」にて 引用
第1部 AIとは	-	別添1.第1部関連	A.AIに関する前提 B.AIによる便益/リスク					
第2部 AIにより目指すべき社 会及び各主体が取り組む事項	A.基本理念	-	-					
	B.原則	-	-					
	C.共通の指針	-	-			・ II. Chapter II: Realising Trustworthy AI, 1.1 Human agency and oversight		
E.ガバナンスの構築	D. 高度なAIシステムに関係す る事業者に通の指針	-	-					
	別添2.「第2部E.AIガバナンス の構築」 関連	A.経営層によるAIガバナンス の構築及びモニタリング B.AIガバナンスの構築に関す る実際の取組事例						
第3部 AI開発者に関する事項	データ前処理・学習時	別添3.AI開発者向け	A. 本編「第3部 AI開発者 に関する事項」の解説					
	AI開発時			・ 1. Secure design ・ 2. Secure development ・ 3. Secure deployment ・ 4. Secure operation and maintenance				
	AI開発後			・ II. Chapter II: Realising Trustworthy AI, 1.4 Transparency				
	-			・ II. Chapter II: Realising Trustworthy AI, 1.1 Human agency and oversight	・ 6. Guidance on the process for conducting a PIA ・ 7.4 Privacy requirements			
「高度なAIシステムを開発す る組織向けの広島プロセス国際 行動規範」における追加的な記 載事項	C. 高度なAIシステムの開発に あたって遵守すべき事項							
第4部 AI提供者に関する事項	AIシステム実装時	別添4.AI提供者向け	A. 本編「第4部 AI提供者に 関する事項」の解説	・ Sec. 2. Policy and Principles, (b),(d)	・ 1. Secure design ・ 2. Secure development ・ 3. Secure deployment ・ 4. Secure operation and maintenance			
	AIシステム・サービス提供後							
	-			B.本編「第2部」の「共通の指 針」の解説				
第5部 AI利用者に関する事項	AIシステム・サービス利用時	別添5.AI利用者向け	A.本編「第5部 AI利用者に関 する事項」の解説					
	-			B.本編「第2部」の「共通の指 針」の解説				
-	-	別添6.「AI・データの利用に 関する契約ガイドライン」を参 照する際の主な留意事項につい て	-					